

## 計画策定の背景

### 1 世界の歩み

- (1) 本格的な男女共同参画への動きとしては、国際連合において、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」とし、同年メキシコシティで開かれた「国際婦人年世界会議」において、各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」が採択され、また、同会議の勧告を受けて、1976 年から 1985 年までを「国連婦人の 10 年」とすることが決定されて、「平等・開発・平和」を目標に女性の地位向上のための取組が始められたことによります。
- (2) 昭和 54 年（1979 年）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が国連総会で採択され、翌年コペンハーゲンで開催された「国連婦人の 10 年中間年世界会議」において署名式が行われ、その批准に向けて世界各国での取組が活発となりました。
- (3) 昭和 60 年（1985 年）、「国連婦人の 10 年ナイロビ世界会議」が開催され、西暦 2000 年に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべきガイドラインとして、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」という。）が採択されました。
- (4) 平成 7 年（1995 年）9 月、「第 4 回世界女性会議」が北京で開催され、「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。この「行動綱領」には、女性と健康、女性に対する暴力、意思決定における女性などの 12 の課題が示され、「北京宣言」は「平等・開発・平和」のためにあらゆる分野における女性の参画を求めたものでした。
- (5) 平成 12 年（2000 年）6 月、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。
- (6) 平成 17 年（2005 年）2 月、ニューヨークで第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京 + 10」世界閣僚級会合）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。
- (7) 平成 18 年（2006 年）6 月、東京にて「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマとし、男女共同参画の重要性、男女共同参画の取組や推進にあたっての課題などについて意見交換を行い、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

### 2 日本の歩み

- (1) 昭和 20 年（1945 年）、日本では婦人参政権の付与が決定され、同年 12 月には「衆議院議員選挙法」の一部改正により、婦人参政権が具体化されました。翌年 11 月、「法の下の平等」が記された「日本国憲法」が公布されました。

- (2) 昭和 50 年（1975 年）、総理府に「婦人問題企画推進本部」及び「婦人問題担当室」が設置され、昭和 52 年（1977 年）、「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定されました。
- (3) 昭和 55 年（1980 年）に署名した「女子差別撤廃条約」を批准するため、国内法の整備が進められ（昭和 59 年（1984 年）、「国籍法」及び「戸籍法」改正、昭和 60 年（1985 年）、「国民年金法」改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）成立など）、同条約を昭和 60 年（1985 年）に批准しました。
- (4) 昭和 62 年（1987 年）5 月、「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され、平成 6 年（1994 年）、総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」及び「男女共同参画推進本部」が設置されました。
- (5) 平成 8 年（1996 年）、男女共同参画審議会の答申「男女共同参画ビジョン」を受けて、新たな国内行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。
- (6) 平成 11 年（1999 年）6 月、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられ、社会のあらゆる分野において施策の推進が図られることとなりました。
- (7) 平成 12 年（2000 年）12 月、我が国初の法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる社会システムに男女共同参画の視点を反映させることを重視し、推進体制の強化が図られることとなりました。
- (8) 平成 13 年（2001 年）1 月、中央省庁等改革により、新たに内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」が設置されました。
- (9) 平成 15 年（2003 年）6 月、男女共同参画推進本部において、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成 32 年（2020 年）までに少なくとも 30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。同年には、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。
- (10) 平成 17 年（2005 年）12 月、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が閣議決定されました。
- (11) 平成 19 年（2007 年）7 月、官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。  
また同年には、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）が、「公正な待遇の実現」を目指して改正されました。
- (12) 平成 20 年（2008 年）4 月、男女共同参画推進本部において「女性の参画加速プログラム」が決定されました。
- (13) 平成 22 年（2010 年）12 月、「男女共同参画基本計画（第 3 次）」が閣議決定されました。

- (1) 本県においては、昭和 53 年（1978 年）に婦人問題を担当する課として、生活福祉部に青少年婦人課を設置し、男女共同参画への取組が始まりました。
- (2) 昭和 55 年（1980 年）、担当課が婦人児童課となり、「第 2 次県民福祉基本計画」において「婦人の福祉の向上」として位置付けられました。
- (3) 昭和 61 年（1986 年）、「新県民福祉基本計画」において「女性の地位向上と社会参画の促進」として位置付けられました。
- (4) 昭和 62 年（1987 年）、女性教育に関する研修・交流・情報提供などを行い、女性教育の振興を目的として茨城県立婦人教育会館を設置しました。
- (5) 平成 2 年（1990 年）、婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言を受けて、平成 3 年（1991 年）3 月に「いばらきローズプラン 21」を策定しました。同年 8 月、いばらきローズプラン 21 推進委員会を設置する一方、庁内の推進体制として「茨城県女性対策推進本部」を設置し、女性行政施策の推進を図るための体制を整備しました。
- (6) 平成 6 年（1994 年）、福祉部に女性青少年課を設置して、より一層の施策の推進に取り組むこととなりました。
- (7) 平成 7 年（1995 年）、「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」として位置付けられ、翌年 2 月、県が取り組むべき女性施策の指針として、男と女のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」を策定しました。

「いばらきハーモニープラン」は平成 7 年度から平成 17 年度までの基本構想、基本計画と、平成 11 年度までの実施計画を定めたものであり、平成 12 年（2000 年）3 月に、少子・高齢化への対応などを盛り込んだ「後期実施計画」（平成 12 年度から平成 17 年度まで）を策定しました。
- (8) 平成 9 年（1997 年）、茨城県立婦人教育会館の名称を茨城県女性プラザに改名し、茨城県鹿行生涯学習センターを併設しました。
- (9) 平成 11 年（1999 年）4 月、女性青少年課が福祉部から知事公室へ組織が改編されました。
- (10) 平成 13 年（2001 年）3 月、「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて、県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、4 月から施行しました。同時に、「茨城県男女共同参画審議会」を設置し、「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」とする名称の変更など推進体制の整備を行いました。
- (11) 平成 14 年（2002 年）3 月、条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくために、法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」（平成 13 年度から平成 22 年度まで）を策定し、新たな歩みが始まりました。また、基本計画に定める重点課題ごとに具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」（平成 13 年度から平成 17 年度まで）を策定しました。
- (12) 平成 14 年（2002 年）3 月、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる苦情や

- その他の意見を処理するため、「男女共同参画苦情・意見処理委員会」を設置しました。
- (13) 平成 17 年（2005 年）4 月，男女共同参画施策を推進するための拠点施設として「女性プラザ男女共同参画支援室」を開設しました。
  - (14) 平成 18 年（2006 年）3 月，当初の「茨城県男女共同参画実施計画」の計画期間が終了することに伴い，新たな「茨城県男女共同参画実施計画」（平成 18 年度から平成 22 年度まで）を策定しました。
  - (15) 平成 19 年（2007 年）12 月，県民誰もが快適な生活を享受できる社会づくりを目指し，「いばらきの快適な社会づくり基本条例」を制定し，平成 22 年（2010 年）3 月，「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」を策定しました。